

## 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

### 第1 証人の出頭及び証言を確保するための方策

#### 1 証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ

考えられる制度の概要

証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑（10万円以下の罰金又は拘留）を以下のとおり引き上げる。

$\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 年} \\ 2 \text{ 年} \end{array} \right\}$  以下の懲役 又は  $\left\{ \begin{array}{l} 20 \text{ 万円} \\ 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$  以下の罰金

#### 【検討課題】

- 法定刑を引き上げる理由をどのように考えるか。
- 行政機関等への不出頭等の罪の法定刑との均衡をどのように考えるか。
- 刑事司法作用を保護法益とする罪（証拠隠滅等，犯人蔵匿等，証人等威迫の各罪）の法定刑との均衡をどのように考えるか。
- 罰金刑をどのように定めるか（懲役刑とのバランス）。

(参考)

| 懲役刑  | 罰金刑    |
|------|--------|
| 1年以下 | 20万円以下 |
|      | 30万円以下 |
| 2年以下 | 30万円以下 |
|      | 50万円以下 |

#### 2 証人の勾引要件の緩和

考えられる制度の概要

- 1 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を裁判所に召喚することができるものとする。
- 2 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は召喚に応じないおそれがあるときには、証人を勾引することができるものとする。

#### 【検討課題】

- 要件は、「おそれがあるとき」でよいか（「おそれが明らかであるとき」とするか。）。

## 第2 証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ

### 考えられる制度の概要

以下の各罪の法定刑を、各記載のとおり引き上げる。

- 証拠隠滅等，犯人蔵匿等（2年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$  以下の懲役 又は  $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$  以下の罰金

- 証人等威迫罪（1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 2 \text{ 年} \\ 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$  以下の懲役 又は  $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$  以下の罰金

- 組織的犯罪処罰法における証拠隠滅等，犯人蔵匿等，証人等威迫の各罪（3年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

$\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 年} \\ 5 \text{ 年} \end{array} \right\}$  以下の懲役 又は  $\left\{ \begin{array}{l} 30 \text{ 万円} \\ 50 \text{ 万円} \end{array} \right\}$  以下の罰金

### 【検討課題】

#### 1 全体について

- 法定刑を引き上げる理由をどのように考えるか。
- それぞれの罪の法定刑（懲役刑）の均衡をどのように考えるか。

（参考）

| 証拠隠滅等，犯人蔵匿等 | 証人等威迫 | 組織的犯罪処罰法 |
|-------------|-------|----------|
| 3年以下        | 2年以下  | 3年以下     |
|             |       | 5年以下     |
| 5年以下        | 3年以下  | —        |
|             |       | 5年以下     |
| 5年以下        | 3年以下  | 5年以下     |
|             | 5年以下  | —        |

#### 2 証拠隠滅等，犯人蔵匿等の各罪の法定刑の引上げ

- 強制執行妨害関係の罪や業務妨害罪の法定刑との均衡をどのように考えるか。
- 罰金刑をどの程度引き上げるか（懲役刑とのバランス）。

#### 3 証人等威迫罪の法定刑の引上げ

- 刑法の暴行・脅迫罪や暴力行為等処罰に関する法律第2条の罪（集団的，常習的会合強請・強談威迫）の法定刑との均衡をどのように考えるか。
- 罰金刑をどの程度引き上げるか（懲役刑とのバランス）。

### 第3 被告人の虚偽供述に対する制裁

#### 考えられる制度の概要

以下のように、被告人に証人適格を認め、被告人が証人として行った偽証にも偽証罪（刑法第169条）が適用されるものとする。

- 1 裁判所は、被告人又は弁護人の請求があるときは、被告人を証人として尋問するものとする。
- 2 (1) 1の尋問については、被告人の包括的黙秘権（同法第311条第1項）の規定は、これを適用しないものとする（※1）。  
(2) 1の尋問については、被告人の尋問権（刑訴法第157条、第304条第2項）、付添い（同法第157条の2）・遮へい（同法第157条の3）・ビデオリンク（同法第157条の4）、証人の旅費等請求権（同法第164条）等の規定は、これを適用しないものとする（※2）。
- 3 (1) 現行の被告人質問（同法第311条第2項・第3項）は、廃止する。  
(2) 冒頭手続における被告人の陳述（同法第291条第3項）、証拠調べが終わった後の被告人の陳述（同法第293条第2項）その他公判期日において被告人がした陳述であって1の尋問以外の手続でしたものは、証拠とはならないものとする。

※1 一般の証人と同様の証言拒絶権（同146条等）の行使のみを認める（刑訴法146条の証言拒絶権については、一度ある事項について供述すれば、その事項については証言拒絶権を放棄したものとみなされ、反対尋問などでの更なる尋問に証言を拒めないと解されているところ、被告人が証人となる場合も同様に解することとなる。）。

※2 宣誓に関する規定は、被告人が証人となる場合にも適用する。

#### 【検討課題】

##### 1 制度設計上の検討課題

- (1) 被告人側の請求によるものとするについて
  - 証人尋問以外の方法で被告人の供述を公判に顕出する場合（供述書の提出等）において、検察官に反対尋問の機会を与えることが必要か。
  - 共同被告人の事件が併合されている場合において、証人となった被告人を共同被告人が尋問する機会を与えることが必要か。

(2) 被告人質問を廃止するものとするについて

- 被告人が証人となる場合、被害者参加人による尋問を認めることが必要か。その範囲・要件をどのようなものとするか（刑訴法第316条の36第1項、第316条の37第1項参照）。

(3) 公判前整理手続、期日間整理手続との関係

- 被告人の証人尋問についても、公判前整理手続を経た後の立証制限（刑訴法第316条の32第1項）の対象となるものとするか。

2 その他（制度の採否に関連する検討課題等）

- 被告人の防御との関係
  - ・ 被告人が証人とならないこと自体により不利益な推認がされてはならない旨の規定を設けるべきか。
- 現行の量刑実務との関係
  - ・ 量刑のための情状資料が得られにくくならないか。
  - ・ 起訴されていない余罪の処罰と同様の問題を生じないか。
- 刑事裁判の在り方への影響
  - ・ 黙秘が増加する可能性をどう考えるか。
  - ・ 自白事件の公判においても被告人が供述するためには証人とならなければならないものとするものの当否をどう考えるか。
- 被告人が偽造・変造証拠を公判で使用する行為を処罰の対象とするものの当否
  - ・ 被告人が偽証以外の方法で虚偽の供述を公判に顕出すること（虚偽の供述書の提出等）も、処罰の対象とすべきか。